

## ごあいさつ



平素は、JA 八千代市に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当 JA では、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、皆様の一層のご理解を深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて、利用者の皆様のために分かり易くディスクロージャー誌を作成いたしました。

さて昨年度をふり返りますと、台風 15 号が千葉県を直撃し、後を追うようにして発生した 19 号、21 号により大きな被害が出ました。被害に遭われた皆さんには心よりお見舞い申し上げます。家屋や農業施設についてはなかなか復旧の見通しが立たない状況であります、一日も早く復興し、通常の生活を取り戻せるよう、農協としても全力で応援して参ります。

JA グループでは平成 31 年 3 月に開催された第 28 回 JA 全国大会において、「創造的自己改革の実践」が決議され、「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」へのさらなる挑戦と、「経営基盤強化」を重点課題として取り組むこととなりました。

JA 八千代市においても、2019 年度策定の「中期 3 か年経営計画」や 2018 年度策定の「第 3 次農業振興計画」にもとづき、組合員や地域住民に必要とされる JA を日々目指し、各事業に対し、役職員一丸となり取り組んでまいりました。

信用・共済事業においては、日銀のマイナス金利政策の長期化や他業態との競合等、大変厳しい経営環境下ではありましたが、組合員・利用者の期待と信頼に応える事業運営につとめ、目標達成となりました。

このように、各事業とも順調に推移した結果、計画を上回る剰余金が確保できました。

本年度も、より一層のサービスの向上につとめ、組合員・地域の皆さんに愛される JA を目指して、役職員共々取り組んで参りますので、尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

令和 2 年 4 月

八千代市農業協同組合

代表理事組合長 藤代 清文

## 1. 経営理念

- ・JA 八千代市は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- ・JA 八千代市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ・JA 八千代市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

## 2. 経営方針

### ◇ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」への取り組み

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んで参ります。

重点的な取り組みとして、担い手の支援・農産物販売強化・地域交流と地域貢献活動への更なる事業展開に取り組みます。

### ◇ 信頼に応える農産物の生産・販売

消費者の JA への信頼に応えていくため、JA と生産者の協力により、生産段階から加工・販売にいたる一貫した食の安心・安全を守る取り組みを強化します。このため、生産履歴記帳運動を実践し、生産部会と連携して JA 内に有効なチェック体制を構築します。

また、地元消費者との結びつきを強めるため、農産物直売所の増設と充実に努めます。

### ◇ 経営の健全性の確保と透明性の向上

不良債権の償却を進め経営の健全化を図るとともに、内部留保の充実等によって自己資本比率の増強を図り安定的な財務基盤を築きます。また、新 BIS 規制に対応し、リスク管理体制の強化・向上を図ります。あわせて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の自主的実施やホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JA の透明性を高めます。

### ◇ 不祥事事件の発生を未然に防ぐコンプライアンス体制の強化

不祥事の未然防止に向け、毎年全ての部署・支店・事業所の監査を実施できるよう内部監査室の体制を強化するとともに、自店検査の実施や研修等のコンプライアンスプログラムを充実して参ります。

## 3. 経営管理体制

### ◇ 経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 4. 事業の概況(令和元年度)

金融危機の影響を受けた景気の後退により農畜産物価格は低迷し、令和元年度の JA の事業を取り巻く環境は、依然厳しいものとなっております。

また、一方で食の安全や信頼を脅かす不祥事が多発し、安全・安心志向がますます高まりを見せました。

こうした中、当組合の財務状況については、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んできしたことから自己資本比率は 12.31%(前年度対比 1.58 ポイント減)となり、不良債権比率は 3.74%(前年度対比 1.10 ポイント増)となっております。

また、ALM 委員会の機能を強化しリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の設置など、役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。また、組合長に直属した内部監査室による内部監査を実施してまいりました。

この結果、収支面では事業利益が前年度対比 3,090 千円(3.48%増)と、増益となったほか、経常利益は前年度対比 21,973 千円(18.35%増)となり、当期剰余金は 102,985 千円となりました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

### ① 信用事業

貯金につきましては、昨年の定期貯金キャンペーンや年金受給口座拡大などにより総貯金は前年対比 101.2%となり、貸出金は住宅ローンの伸張や各種農業資金、事業性資金に取り組んだ結果、前年対比 105.1%、貯貸率は 48.8%となりました。

### ② 共済事業

複合専門職員が中心となり、ひと・いえ・くるまの各分野で普及拡大を図りました。3Q 訪問を通じて次世代・次々世代への接点強化を実施。また、はじまる活動により地域への保障拡充に努めた結果、長期共済保有高は前年対比 99.1%、推進総合ポイント 323 万点を挙げ、指標目標に対して 105.4%となり、目標達成となりました。

共済の新規契約高等については、以下の通りです。

#### <新契約高等>

満期(終身)共済金額合計	1,434,590 千円
保障共済金額合計	17,344,611 千円
新規共済契約者数(長期共済および自動車共済合計)	166 人
新規被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)	43 人
年金共済	42 人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

#### <保有高等>

満期(終身)共済金額合計	28,759,048 千円(対前年比 95.1%)
保障共済金額合計	140,260,655 千円(対前年比 99.1%)
医療系共済 入院共済金額合計	7,539 千円(対前年比 105.4%)
介護系共済 介護共済金額合計	1,074,030 千円(対前年比 105.3%)
生活障害共済 生活障害共済金額	13,000 千円
生活障害年金年額	18,700 千円
年金共済 年金年額合計	850,746 千円(対前年比 123.8%)

自動車共済 共済掛金合計	83,535 千円(対前年比 99.4%)
共済契約者数(長期共済および自動車共済合計)	5,244 人
被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)	3,639 人
年金共済	919 人

### ③ 営農指導事業

本年度は第 3 次農業振興計画 2 年目として、引き続き八千代市農業の持続的発展を目指し、新規就農者や後継者に基幹作物の作付け提案や営農指導に取り組み、やる気のある生産者の支援と人参・ネギの生産維持に努めて参りました。営農指導を着実に行う為、専門知識を持った指導員育成も計り、防除指導員・肥料専門指導員の資格も取得致しました。

### ④ 販売事業

本年度は年初の低温や春先からの乾燥で、人参の成育にも影響が生じました。収穫量は例年に比べ減収となり、総出荷数量についても目標の 9 万ケースに対し 94%でしたが、1 ケース単価が 1,222 円となり、前年の 1,029 円を大きく上回る結果でした。しかし台風 15 号・19 号の影響でネギや葉物の生産物やビニールハウスなどの施設にも被災し、大きく損害を受けました。

グリーンハウス直売部門の販売においては重量野菜を中心に安値の中、イチゴや梨といった品目を重点に販売、新たなインショップによる販路も拡大いたしました。結果、令和元年の販売高は前年比 94.3%、560 百万円となりました。

### ⑤ 購買事業

購買事業については度重なる台風と大雨で、段ボール等の資材が伸び悩む中、取扱高全体では前年比で 100.7%となりました。また、農機部門では農業の安定化を狙った、省力化農機の推進を積極的に行った結果の取扱高は計画対比 123.6%となりました。

### ⑥ 資産管理事業

都市型農業地域における組合員からの多様な各種相談に応え、事業目標において賃貸住宅等取扱実績が 278.6%、仲介業務取扱実績では 143.4%となりました。

## 5. 農業振興活動

# <夏の大感謝祭、秋の収穫祭開催>

JA八千代市では、昨年度も農産物直売所グリーンハウス主催で「夏の大感謝祭」と「秋の収穫祭」を開催しました。どちらも旬の新鮮農産物に多くの人が興味を示し、同JA青年部、女性部、フレッシュユミズ、生産部会などによる模擬店や新鮮農産物の販売が行われ、会場は大いに賑わい、八千代市産農産物の大々的なPRが出来ました。

また、JA職員による体験型イベントでは夏はトウモロコシとジャガイモ、秋はサツマイモの収穫体験を行い好評でした。子どもから大人まで参加し、地元産農産物や農業への関心を高めてもらうことが出来ました。今回のお祭りでも、多くの生産者と消費者の貴重な交流の機会となりました。



▲夏、秋とたくさんの来場者が訪れ、地元産農産物のアピールが出来ました。

# <地場農産物共進会で意欲向上、販売促進PRで消費者との交流を>

八千代市内の生産者で組織する園芸協会は、消費者に向けた地場農産物の販売促進を行ったり、組織の中により優れた品を決めるために共進会(コンテスト)を開催し、丹精込めて育てた農産物を出品しています。

生産者自らが販売促進を行うことによって消費者との直接的な交流の機会となり、相互的な理解や関心が高まります。また、共進会は生産者同士が切磋琢磨し意欲の向上を目指しています。昨年度行われた第39回農産物共進会(秋の収穫祭会場内にて開催)では、9月～10月にかけて訪れた台風第15号・19号・21号の影響による被害があった中でも、生産者のたゆまぬ努力によって八千代市産選りすぐりの新鮮農産物が集まりました。



▲共進会で技術の向上。生産者自慢の農産物が並び、意欲を高めます。



各種販売促進の  
様子↑→



▲販売促進ではイベントも行うなどして消費者との交流を図りました。

## 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

当JAでは、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業メインバンクの機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業融資については、各関係機関や指導販売課・経済課・農機センターと連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業制度金融を活用し資金供給の取り組みを行っております。また、アグリマイティー資金、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っております。また、農業者への経営改善相談・支援等の態勢として、農業者の農業技術・生産向上に向けた相談体制、各種農業関連資格、農業融資資格の取得者増強に努めています。

## 6. 地域貢献情報

JA 八千代市は、八千代市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉しております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

令和元年度の地域密着型金融の取り組み状況について取りまとめましたので、ご報告いたします。

### 1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 60,650,540 千円

#### (2) 貯金商品

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、一般的な貯金商品の他、特別金利キャンペー定期貯金や公的年金を当 JA でお受け取りの方を対象とした特別金利定期貯金等をご利用いただいております。

### 2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	29,615,075 千円
組合員等	26,877,353 千円
地方公共団体等	875,450 千円
その他	724,271 千円

#### (2) 制度融資取扱い状況

株式会社日本政策金融公庫の農業融資や国の教育ローン、住宅金融支援機構の取扱いもしております。

- ・農業近代化資金
- ・農業改良資金
- ・フラット 35 の取り次ぎ など

#### (3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう、様々な融資商品をご用意しております。

- ・住宅ローン、無担保住宅借換ローン、リフォームローン
- ・アグリマイティー資金、JA 農機ハウスローン
- ・マイカーローン、教育ローン等の目的型ローン及びフリーローン ほか

### 3. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

#### (1) 文化的・社会的貢献に関する事項

##### ●学校給食への地元農産物供給及び食育活動

市内の生産者から集荷した地元の農産物を学校給食へ供給しています。

また、生産者自らが小学校へ出向き、食べるまでにこの農産物が誰によってどのように育てられて運ばれているかなどを説明します。これにより、おいしい野菜を作ろうと努力している生産者の取り組みや、食べ物を粗末にしてはいけないなどの食育活動を行政等と協力し行っています。

##### ●各種農業関連イベントや地域行事への参加及び協賛・後援

市内農業・農産物のPRや、消費者と交流を図るため、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加しています。生産者自らが自分で作った農産物の直売や、地場農産物を使った食べ物の販売をしています。

また、八千代市活性化への貢献という意味から市内で開催されるさまざまなイベントへの協賛、後援などの形で支援を行っています。

##### ●オリンピックを目指す地元大学女子水球部に農産物贈呈

JA八千代市は2019年9月に秀明大学の女子水球部へ梨(豊水)30kgと新米(コシヒカリ)120kg、同JA人参部会オリジナル「やっちは和風ドレッシング」2ケース(40本)を贈呈しました。

同大学女子水球部は日本代表選手を6名輩出する強豪チームで、監督は2015年～2017年の女子水球日本代表監督も務めたことがあります。オリンピック選手輩出も期待されています。同JAでは地元八千代市で日々練習に励み、寮生活をしているアスリートたちに旬の梨や新米などを味わってもらうことで今後の活力にし、オリンピックでの活躍に期待を込めて、農産物を贈呈しました。

藤代組合長は「オリンピックを目指し、頑張っているアスリートたちを地元の農産物で支えられたら嬉しく思う。旬の農産物でますます力をつけ、是非活躍して欲しい」と語りました。



▲秀明大学女子水球部員に農産物を贈呈する藤代組合長



▲目指せオリンピック！八千代市産の農産物で応援

##### ●税務・法律・年金相談会及び税務確定申告のとりまとめ

組合員・利用者へのサービスの一環として、毎週火曜日に顧問税理士による税務相談会や、毎月、第1・3水曜日に弁護士による法律相談会を行っています。また、毎年2月頃の確定申告のとりまとめ、年金相談会も行っています。

## ●街頭交通遺児募金活動等のボランティア活動

交通遺児の救済や交通安全思想の普及・啓蒙活動として、「JA 共済交通遺児育英資金募金運動」に取り組んでいます。令和元年度は 9 月 24 日から 1 か月間、店舗窓口へ募金箱を設置し実施しました。お預かりした募金は、JA 共済連千葉を通じて千葉県交通安全対策推進委員会へ贈り、交通遺児援護世帯を激励する見舞金や勉学奨励金などに役立てられています。

## ●人間ドック・定期健康診断等の開催

毎年、当 JA 管内の組合員向けに健康診断を行っています。また、巡回人間ドックでは共済億友会会員への助成など、健康診断受診促進に取り組んでいます。

## ●低料金による会議室貸出

農業関係をはじめとする団体の研修会等で、会議室を貸出しています。

### (2)利用者ネットワーク化への取り組み

## ●年金友の会

当 JA で公的年金の受取口座を指定していただいている方に年金友の会への加入促進を図っています。年金友の会では、年 3 回のグラウンドゴルフ大会参加無料、親睦旅行優待、定期貯金の金利上乗せなどの特典を付けています。

## ●共済億友会(親睦旅行、人間ドック等)

共済億友会では、親睦旅行や巡回人間ドックの助成を行っています。人間ドックの助成により、利用者の健康促進を図っています。

## ●JA 祭り等の開催による生産者と消費者の交流

毎年開催している JA 祭りを通して、消費者に生産者・JA の取り組みを知ってもらい、また足を運んでいただけるよう、直売所のリピーター獲得・拡大のための取り組みを行っています。

### (3)情報提供活動

## ●機関誌の発行

組合員・地域・JA をつなぐコミュニケーションツールとして、組合員向け広報誌「グリーン」を年 4 回、地域コミュニティー紙「JAN<sup>2</sup>(じょんじょん)」を年 2 回発行しています。



グリーン



JAN<sup>2</sup> (じょんじょん)

## 7. リスク管理の状況

### ●リスク管理体制

#### [リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さんに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

\* ALM 委員会：組合長、専務理事、常務理事、参事、監査室長、総務部長、金融部長、総務課長、企画管理課長等で構成する。組合長・担当理事が招集し、原則四半期に一回開催する。(必要に応じて隨時開催)

## ● 法令遵守体制

### [コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### [コンプライアンス運営態勢]

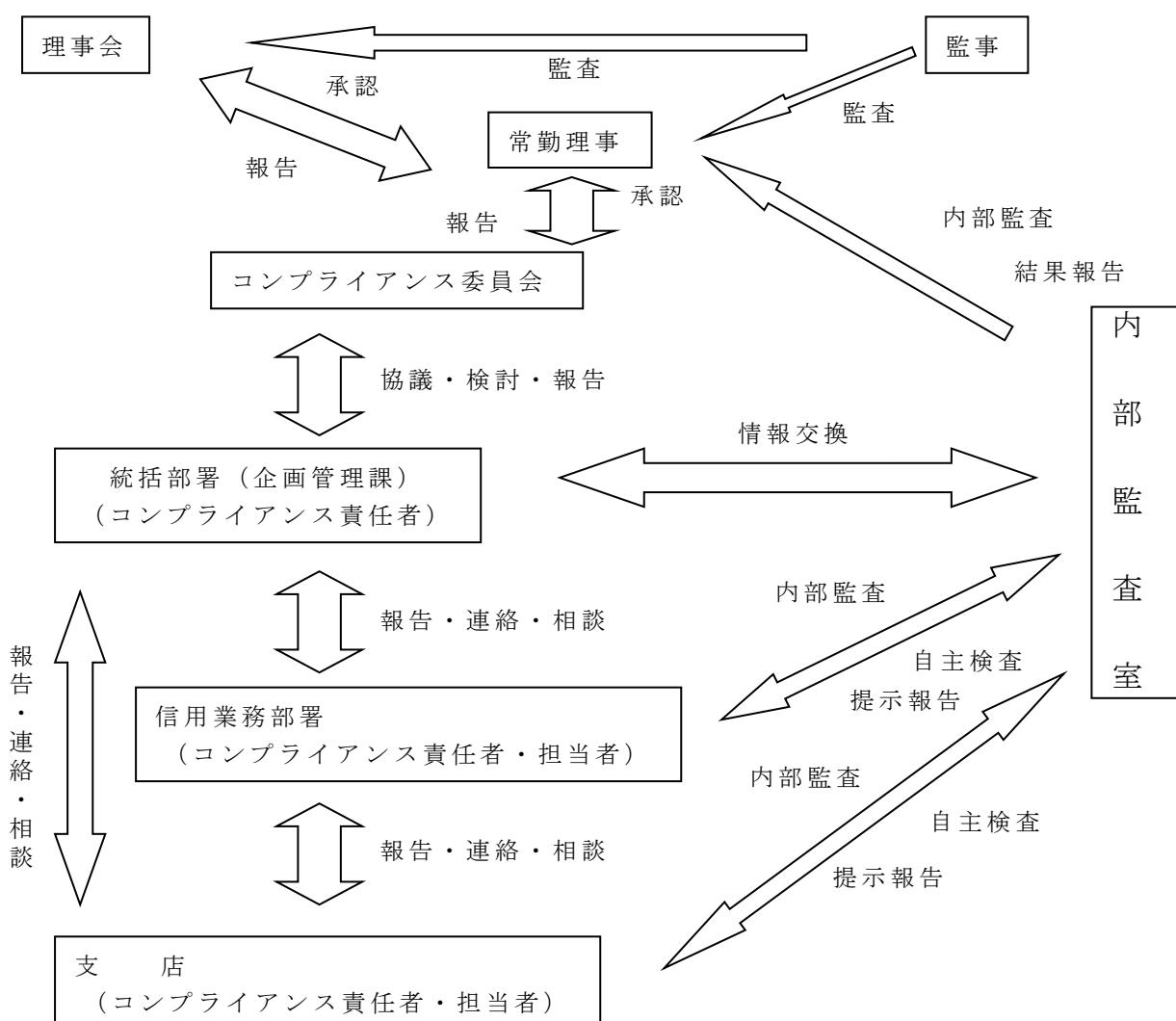
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンスマニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

### 《コンプライアンス態勢イメージ》



## ●金融 ADR 制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口(月～金 8 時 30 分～17 時 金融機関の休業日を除く)

金融課(電話:047-459-8124)

共済課(電話:047-459-8120)

### ② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

①の窓口または JA バンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

#### ・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましたは、上記ホームページをご覧いただか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

## ●内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ●反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダーリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### (運営等)

当JAは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

### (反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### (組織的な対応)

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### (外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

### (取引時確認)

当JAは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

### (疑わしい取引の届出)

当JAは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダーリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

## ●金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるように努めてまいります。

- 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

## ●個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

### 5. 匿名加工情報の取扱い

当JAは、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

### 6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

### 7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 8. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

## 10. 繼続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## ●情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当JAは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、JA全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## ●利益相反管理方針

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

#### (1) お客さまと当JAの間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

#### (2) 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

#### (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

#### 4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JA等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 8. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和元年 12 月末における自己資本比率は、12.31%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の出資金によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	八千代市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	752 百万円(前年度 758 百万円)

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適切なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、24 年度から、信用リスク、オペレーション・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別 の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

令和元年度末の出資金額は、対前年度比 6 百万円減の 752 百万円となっています。

## 9. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### □ 営農・生活・相談事業

当JAでは、誰でも気軽に利用できるサービスを事業の一環として行っています。組合員の営農・生活指導はもとより、法律・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

#### □ 経済事業

経済事業は、農家から消費者へ新鮮な農産物を安い価格で届ける「販売事業」と、生活に必要な物資を組織的にまとめて購入する「購買事業」の二つから成り立っており、消費者に幅広く優良商品を提供しています。

また、同様に農家に対して農業生産に必要な資材を提供しています。

農産物直売所「グリーンハウス」では、地場産の新鮮な野菜等を地域住民へ提供しています。本店の他に勝田台店舗のグリーンハウスも好評です。

#### □ 共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

#### □ 宅地等供給事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設等を行っています。

#### □ 葬祭事業

組合員及び地域住民に対し、葬儀や法事等の仏事を安心して執り行えるように、相談やプラン設計、施行までを行っています。

#### □ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA八千代市・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

##### ■ 貯金業務

組合員はもちろん、地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

## ■貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

## ■為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

## ■サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

## 貯 金

種 類	期 間	特 徴
総 合 口 座	定めなし	「受け取る、支払う、貯める、借りる」が1つの口座で全てOK。
普 通 貯 金	定めなし	公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取が可能。
ス ーパー 貯 蓄 貯 金	定めなし	普通貯金同様な気軽さで有利に増やせ、額に応じて金利シフト
期日指定定期	最長3年据置 1年	一年経過後1ヶ月前までに好きな満期日を指定
ス ーパー 定 期	1ヶ月以上 5年以下	期間1ヶ月から5年までビジョンに合わせて大きく確実にふやす定期貯金。
大 口 定 期 貯 金	1ヶ月以上 5年以下	1,000万円以上
変 動 金 利 定 期	1年・2年・3年	6ヶ月ごとに、金利情勢に応じて途中で金利が変動します。
定 期 積 金	6ヶ月以上 10年以下	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金。積み立て期間は自由に選べます。
当 座 貯 金	定めなし	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適。
納 稅 準 備 貯 金	入金は自由	税金納付の為の貯金でお引き出しは原則として納税時のみで、引き出しは非課税。
通 知 貯 金	据置7日	7日以上の短期運用に最適です。預け入れ金額は5万円以上でお引きだしは2日前までに連絡要。
決 済 用 貯 金	定めなし	無利息、要求払い、決済サービス、貯金保険制度により全額保護されます。

## 《振込・送金手数料》

種別	利 用 区 分			当 組 合		県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛
				自店舗宛	他店舗宛			
振込手数料	窓 口	電信扱い	3万円未満	無料	無料	220円	220円	550円
			3万円以上	無料	無料	440円	440円	770円
		文書扱い	3万円未満	—	—	220円	220円	440円
			3万円以上	—	—	440円	440円	660円
	ATM	キャッシュカード扱い	3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円
			3万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
	ネットバンク	3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円	
		3万円以上	無料	無料	220円	220円	440円	
	アンサーサービス	利用手数料	1,100円					
	送金手数料	普通扱	440円	440円	440円	660円	660円	

※ 定時定額振替手数料は、「窓口ご利用」の場合の「電信扱」と同額とします。

※ 現金、または千葉県内のJA以外のキャッシュカードによるお振込はできません。

## 《自動化機器取扱手数料①》

		顧客手数料					
		平 日		土 曜 日		日 曜 日 祝 日 12月31日	
		8時45分まで	8時45分以降18時まで	18時以降	14時まで		
自農協内	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
県内ネット	支払	無料	無料	無料	無料	無料	
	受入	無料	無料	無料	無料	無料	
全国ネット	支払	無料	無料	無料	無料	無料	
	受入	無料	無料	無料	無料	無料	
農漁協ネット	支払	無料	無料	無料	無料	無料	
業態間提携	支払	220円	110円	220円	220円	220円	220円
三菱UFJ銀行提携	支払	110円	無料	110円	110円	110円	110円
郵貯提携	支払	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	受入	110円	110円	110円	110円	110円	110円

## 《自動化機器取扱手数料②》

		顧客手数料					
		平 日		土 曜 日		日 曜 日 祝 日 9時以降17時まで	
		8時以降8時45分まで	8時45分以降18時まで	18時以降21時まで	9時以降14時まで	14時以降17時まで	
セブン銀行	支払	110円	無料	110円	無料	110円	110円
	受入	110円	無料	110円	無料	110円	110円
イ-ネットATM	支払	110円	無料	110円	無料	110円	110円
	受入	110円	無料	110円	無料	110円	110円
ローソンATM	支払	110円	無料	110円	無料	110円	110円
	受入	110円	無料	110円	無料	110円	110円

※ 当JAのATM稼動時間外は、お取引できません。

※ イ-ネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。

※ コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン等)の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、

金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等がございます。

### 《手形・小切手帳等代金》

当 座 小 切 手	1冊(50枚)	1,100円
約 束 手 形	1冊(25枚)	990円
為 替 手 形	1枚	22円
マ ル 専 手 形	1枚	550円
	取扱手数料1契約	3,300円
手形・小切手至急の場合は324円加算します。		

### 《両替手数料》

紙幣・硬貨 の枚数	1枚～100枚	無料
	101枚～300枚	110円
	301枚～500枚	220円
	501枚～1000枚	330円
	1001枚～1000枚ごとに	330円加算

※持参した枚数と持帰る枚数のいずれか多い枚数を適用します。

※現金での貯金払出の際に金種を指定した場合にも適用します。

### 《代金取立手数料》

当 組 合 本 支 店 宛	440円
他 金 融 機 関 宛 ( 至 急 )	880円
他 金 融 機 関 宛 ( 普 通 )	660円

### 《発行・再発行手数料》

	発行	再発行	備考
各 種 通 帳	無料	550円	
磁 気 キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	無料	550円	
I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	無料	1,100円	更新発行時再発行手数料(H.22.1.4から無料)
J A カ ー ド 一 体 型	無料	1,100円	
各種証明書・取引履歴明細 1 口 座 に つ き	220円	—	随時発行分
	220円	—	継続発行分

※ 一体型から単体型への分離は、再発行扱とします。但し、更新時等における審査上の理由等、お客様都合以外のカードの切替は無料です。

### 《貸金庫手数料》

年 間 使 用 料	6,600円
-----------	--------

### その他手数料

送 金 ・ 振 込 の 組 戻 料	880円
不 渡 手 形 返 却 料	880円
取 立 手 形 組 戻 料	880円
国 債 窓 収 口 座 管 理 手 数 料	無料

## 融資

種類		期間	融資金額	特徴	
農業 資金	一般	資金使途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	農業経営に必要な資金をご融資 ※基金協会保証融資のアグリマイティー資金 は、1,800万円以上は有担保	
	基金協会保証	資金使途により 6ヶ月～15年以内	アグリマイティー資金 事業費の100%まで		
			農機ハウスローン 1,800万円以内		
住宅 資金	制度資金	資金使途により 1年以上20年以内	政令等の定めによる	個人住宅用地購入、住宅新築マンション 購入、中古住宅・中古マンション購入、他 行住宅ローンの借換資金 無担保住宅借換、リフォームローン	
	一般	建物の構造により 1年～35年以内	担保価額範囲内		
	基金協会保証	建物の構造・資金使 途により 6ヶ月以上35年以内	10万円以上 5,000万円以内		
賃貸 住宅 資金			10万円以上 10,000万円以内		
一般	建物の構造により 1年以上35年以内	担保価額範囲内	賃貸住宅の取得、新築改築、他行賃貸 住宅資金の借換資金		
基金協会保証	建物の構造により 1年以上30年以内	10億円未満			
事業資金一般		資金使途により 1年以上～35年以内	担保価額範囲内	事業に必要な運転・設備資金	
生活 関連 資金	一般	資金使途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	マイカー購入、教育資金、家具購入、納 税資金等	
	基金協会保証	資金使途により 6ヶ月～13.5年以内	500万円以内		
			500万円以内又は 1,000万円以内	マイカー購入、教育資金、家具購入、納 税資金等	
カードローン		—	50万、100万、200万、300万円		
貯金担保		手形式1年以内 証書式10年以内	担保価額範囲内	当JA定期貯金・定期積金を担保にご融 資	
共済担保		手形式1年以内	積立金貸付可能額	当JA共済契約の積立金貸付可能額を担 保にご融資	

## (2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JA銀行独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JA銀行システム」の仕組み

JA銀行は、全国のJA・信連・農林中央金庫(JA銀行会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA銀行会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JA銀行システム」を運営しています。

「JA銀行システム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA銀行全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JA銀行基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJA銀行独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JA銀行全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

### ◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA銀行として商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJA銀行ブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。